

京 都 府 報 告 資 料

2 家 第 5 7 号

令和2年1月27日

各市町村 児童福祉主管部（局）長 様

京 都 府 健 康 福 祉 部 長

（公印省略）

「児童虐待・DV防止連携推進員」の市町村要保護児童
対策地域協議会への参画について（依頼）

平素は府政に対する御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび京都府においては、増加する児童虐待に対応するため、府内3箇所の家庭支援センターに「児童虐待・DV防止連携推進員」（以下「連携推進員」という。）を配置し、DVが絡む虐待事案の重篤化を未然防止するため、情報共有・連携強化の取組を実施することとなりました。

つきましては、貴市町村の開催する要保護児童対策地域協議会への当該連携推進員の参画について御配慮いただきますようお願いいたします。

担 当	京都府健康福祉部家庭支援課 家庭福祉担当 吉田
連絡先	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 TEL 075-414-4582 FAX 075-414-4586

児童虐待・DV防止連携強化事業（仮称）

1 現状と課題

- 児童虐待通告件数が依然増加（府受理件数：②①1,502件→③①2,104件）する中、死亡事案やエアガンでの身体的虐待などの重篤事案が数多く報道されるなど、深刻な状況
- これらの重篤事案は、家庭内でのDVが背景にあることが多く、児童虐待の未然防止・早期発見のためには、これまで以上に、児童の家庭や親への着眼が必要

2 対応方策

① 女性相談部門に推進員を設置し、市町村要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）に参画して、児童相談部門との連携を強化

・「DV・虐待防止連携推進員（仮称）」の配置

配置 婦人相談機能を持つ中央・南部・北部の家庭支援センター に各1名
（家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所）

職種 女性相談等の経験者、社会福祉士等の有資格者等

役割 女性相談で把握する同伴児童等、虐待のおそれのある児童についての的確な情報共有及び児童相談にて把握されたDVケースの支援

推進員配置による効果

◇ 要対協が保有する虐待通告ベースのDV情報と婦人相談部門のDV情報を全件共有することにより、関係機関の情報の漏れをなくして、より早期の対応が可能となり、児童虐待、DVともに未然（再発）防止、重篤化防止を強化

② 様々な事案等を踏まえた研修プログラムの作成

・ 昨今の重篤事案等をはじめ、様々なDV事案を踏まえた現場での対応力向上を少しでも早く進め、効果を発現させるため、次年度以降の研修プログラムを検討

<事業の流れ>

これまでDV対応では不十分であった事例や対応のタイミングを逃した事例などを踏まえ、要支援家庭を継続的にフォローする関係機関の見守りのあり方などに係るケース検討を実施（R2. 1～）

（対応のタイミングや主体、見守りの中で注意すべき観点等を洗い出し）

現場での適切な対応方針及び対応手法、研修内容について検討（R2. 3～）

現場での対応力強化のため、研修プログラムを策定・実施（R2. 4～）

研修内容（想定）

対象 市町村（要対協）職員、児相職員、児童家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター等

内容 DVに由来する児童虐待の対象家庭を支援する技術の習得等
（早期発見、未然防止、重篤化の防止及び継続支援を強化するための研修）

3 所要額 4,000千円（①報酬等 3,000千円、②旅費・会場費等 1,000千円）

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1 児童虐待の発生予防・早期発見

（令和元年度当初予算額）

（令和2年度概算要求額）

1,538億円の内数 → 1,608億円の内数

（1）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

【一部新規】【一部推進枠】（一部再掲）

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。
※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施（一部社会保障の充実）
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査、産後ケア事業等を推進する。
- ・ 妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産科医療機関や乳児院、婦人保護施設等において特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所を確保するための賃借料の補助を創設する。

（2）子育て家庭へのアウトリーチ

【一部新規】【一部推進枠】（一部社会保障の充実）（一部再掲）

- ・ 市区町村において、地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等への訪問支援を強化するため、育児不安のある家庭に継続的な訪問を行えるよう、補助を拡充する。また、訪問と併せて、育児用品の配布を行うなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を創設する。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（令和元年度当初予算額）

（令和2年度概算要求額）

1,585億円の内数 → 1,655億円の内数

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。（再掲）

（1）児童相談所の抜本的な体制強化等【一部新規】（一部推進枠）

- ・ 児童相談所及び市区町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、市区町村に

児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化

【推進枠：127億円】

児童虐待の発生予防・早期発見

- 親権者等による体罰の禁止について、広報啓発を行うための経費を創設する。
- 児童相談所における通告・相談に対応する体制強化等及びSNS等を活用した相談窓口への支援を推進する。
- 未就園児等に対する継続的な訪問や継続的な関わりが必要な家庭に対し、育児用品を配布するなど、子育てを支える事業を実施する。
- 特定妊婦の受け入れに当たり、居場所の確保先として、医療機関の職員住宅や近隣の住宅等が活用できるよう、賃借料への支援を実施する。
- 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対し、NPO等を活用したアウトリーチやSNS相談、緊急一時的な居場所の確保等を行う。また、孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が大きい多胎妊産婦を支援するため、多胎児の育児経験者による相談支援、育児サポーターの派遣等による日常育児に関する介助、外出補助等の支援を行う。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童相談所職員等が保護者支援に係る資格を取得する際や保護者が支援を受ける際の経費を補助するなど保護者支援プログラムの推進を図る。
- 児童相談所における弁護士や医師の配置等を支援する。
- 中核市等の児童相談所の設置促進に向け、中核市や特別区から都道府県等に対して、研修のために職員を派遣した場合の代替職員の配置に係る費用等の補助の充実を図る。
- 一時保護の受け皿の環境整備を促進するため、一時保護所や一時保護専用施設の整備の拡充を図る。また、一時保護中の子どもの通園・通学出来ない子どもの個々の学力等に応じた学習支援体制を確保を支援する。
- 児童相談所児童福祉司の処遇改善を図る。
- 児童委員・民生委員への研修や地域における児童虐待に関する普及啓発活動を強化する。また、地域における見守りの活動の活性化を支援する。
- 児童相談所の職員の専門性の向上や子ども家庭総合支援拠点の2022年度までの全市町村設置に向け、アドバイザーを派遣する。
- 全ての都道府県間で情報共有を行うためのネットワークの構築に向けた支援を実施する。
- 警察OBの配置を進めるなど、トラブル対応協力員や安全確認等対応職員の配置を支援する。
- 婦人保護施設において、入所するDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受ける体制の整備や、心理的ケアの体制を強化するとともに、安心・安全な通学に必要な支援を実施する。また、婦人相談所に、児童相談所等の関係機関と連携するためのコーディネーターを配置する。

家庭養育優先原則に基づく取組の推進

- 児童養護施設等の退所者が集まり、意見交換会等を行うなど自助グループの運営を支援する。
- 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、24時間の相談体制・緊急対応体制を整備する。また、里親委託前に、子どもと里親の交流や関係調整を行う間の里親の経済的負担の軽減を図る。
- 増加する養子候補者の増加や高齢児への支援に対応するため、民間あっせん機関におけるソーシャルワーカーの加配など支援の拡充を図る。
- 児童養護施設等において、補助者の複数配置を可能とするとともに、心理業務や夜勤業務等に従事する補助者の配置を支援する。

令和2年度概算要求における児童虐待防止対策の抜本的強化関連予算（ポイント）

「児童虐待防止対策の抜本的強化」を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ協力で推進する。

子どもの権利擁護

体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進【新規】

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスターやインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施

児童虐待の発生予防・早期発見

若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業【新規・拡充】

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対してNPOがSNSを活用した相談支援等や、アウトリーチによる相談支援や緊急一時的な避難場所の宿泊支援を行うための経費の補助を新規計上

産婦健康診査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業、産後ケア事業等を推進する。産後ケア事業については、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

未就園児等全戸訪問事業【拡充】

未就園児等を対象として家庭を訪問する取組について、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問するための補助を拡充

子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

児童相談所全国共通ダイヤル（189）運用経費

児童相談所全国共通ダイヤルの運用にあたって必要となる設備の保守等に係る経費を負担

児童相談所体制整備事業【拡充】

①夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するための補助を拡充（24時間・365日体制強化事業）。
②相談者の更なる利便性の向上を図るため、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を推進（SNS等相談事業）

子育て支援訪問事業（仮称）【新規】

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布を行うなど保護者が支援を受け入れやすくなる取組を支援する事業を新規計上

子どもの死因究明にかかる体制整備【新規】

子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

国が実施する研修【拡充】

児童相談所職員の専門性の更なる向上を図るため、国が主催するブロック単位の研修を開催する事業を拡充（子ども・子育て支援推進調査研究事業）

虐待・思春期問題情報研修センター【拡充】

児童相談所の業務や子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして自治体に派遣する事業を新規計上

法的対応機能強化事業【拡充】

常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置等に係る費用の補助を拡充

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司等の増員を図るとともに、弁護士や医師等の配置を促進するための補助を拡充

児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

小児科医、精神科医、法医学者など、事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修に係る補助を拡充

医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう補助を拡充

児童相談所児童福祉司処遇改善事業(仮称)【新規】

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童福祉司等について、処遇改善に資する補助を新規計上

官・民連携強化事業

児童相談所の業務の一部を民間に業務委託する場合の検討・準備にかかる費用等を補助

児童相談所設置促進事業【拡充】

中核市及び特別区等における児童相談所の設置準備に伴い、①増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る補助、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用についての補助、③児童相談所の設置を目指す中核市等へ職員を派遣する都道府県等に対する代替職員に要する費用の補助を拡充

次世代育成支援対策施設整備交付金【拡充】

一時保護所の施設整備に係る費用の補助を抜本的に強化

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【拡充】

一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を確保するとともに、一時保護中の子どもの通園・通学を促進するため、賃貸物件を活用して一時保護専用施設を設置する際の改修に要する費用の補助の拡充及び改修中の賃借料に係る補助を新規計上

一時保護等機能強化事業【拡充】

一時保護が、子どもの安全確保のため、個々の子どもの状況に応じて、適時適切に対応できるよう学習支援やトラブル対応などに関する補助を拡充するとともに、一時保護所だけでなく、児童相談所に通訳等を配置した場合も補助対象となるよう補助対象を拡大

市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

民生委員・児童委員などへの研修や地域と連携した児童虐待に関する普及啓発活動の強化、要支援児童の居場所づくりなどを通じた見守りの活動を強化するための補助を拡充

DV対応・児童虐待対応連携強化事業(仮称)【新規】

DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター(仮称)」を配置する事業を新規計上

同伴児童学習支援事業【新規】

婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受ける体制を整備するため、学習指導員の配置や、教材や学習机等の環境整備に必要な補助を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

同伴児童通学支援事業【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を新規計上

心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和（※）
※心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上いること
→常時1名以上いることに緩和

要保護児童等に関する情報共有システムの構築【拡充】

都道府県間のネットワークの構築を含め、全国統一の情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。

保護者指導・カウンセリング強化学業【一部・新規拡充】

保護者の保護者支援プログラム受講費用にかかる補助事業及び児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業を新規計上。また、専門医療機関や民間団体と連携した取組が推進されるよう、補助メニューの見直しを行う。

児童の安全確認等のための体制強化学業（都道府県分）【拡充】

子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制（児童相談所への警察OB配置等）を確保するための補助を拡充

社会的養育の充実・強化

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備

里親への委託前養育支援事業等【新規】

里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助を新規計上

里親制度等広報啓発事業【拡充】

里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発をおこない、社会的認知度を高め、その推進を図る

養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

養親候補者の増加や高年齢児への支援に対応するため、ソーシャルワーカーを加配するモデル事業を新規計上するなど養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るとともに、養親希望者手数料の負担軽減を更に充実

社会的養護自立支援事業等【拡充】

児童養護施設等の退所者が意見交換等を行う場所を常設するために必要となる経費の補助を新規計上

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、改修期間中の賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を新規計上

社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築に向け、児童養護施設等の退所者が集まり、意見交換等を行う場を提供するため、NPO法人等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費の補助を新規計上

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

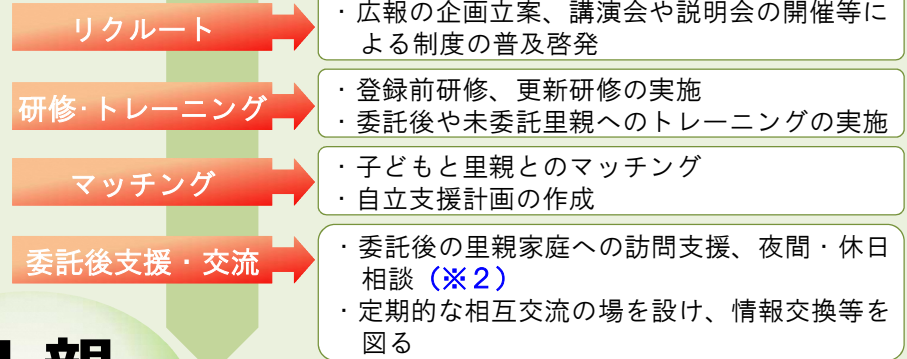
- ・ 児童入所施設措置費等1,318億円の内数
- ・ 里親制度等広報啓発事業93百万円 **(拡充)**
- ・ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業217億円の内数 **(拡充)**
- ・ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業33百万円
- ・ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業（仮称）12百万円 **(創設)**

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ・ 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

<拡充内容>

- ・ フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備するための費用を補助。
- ・ 里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助。



※1

※1 一般生活費や交通費等を補助

※2 24時間体制に拡充

里親

養子縁組

施設

II 特別養子縁組の推進

- ・ 民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用、第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施する。

<拡充内容>

- ・ 社会福祉士等のソーシャルワーカーを加配し、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築するモデル事業の実施。
- ・ 養親希望者の手数料負担の更なる負担軽減の実施。

III 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

- ・ 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育の迅速かつ強力に推進する。

<拡充内容>

- ・ 産前・産後母子支援事業について、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所づくりに係る賃借料を補助。
- ・ 施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務に対応するための補助者を配置するための費用を補助。

自立支援

IV 自立支援の充実

- ・ 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

<拡充内容>

- ・ 児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を、常設するために必要となる経費の補助を創設する。

※児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力的な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。